

## 平成 30 年度モニター会議（奈良）出席者から出された意見・質問

約 19 ヶ月間の国有林モニターとしての経験から率直に感じたことを申し上げ要望・意見とします。

1 国有林モニター用バッチの制定を希望します。

多くの会社や組織では、それぞれの任務にふさわしいバッチを胸に着用し、その仕事に誇りと愛着を持って頑張っていると思う。また、記章は常に広報的役割を果たしている筈。結果として国民の国有林に対する関心をリンクすることになると思う。

その結果、より多くの情報（・・・の国有林が誰かに荒らされている・山から降りて来たシカやイノシシによって畑が荒らされて困る・国有林が不法占拠されている・土砂崩れに関する情報等）が住民から上がることになるのではないだろうか。（※記章の作製には予算が伴いますが。）

2 モニターの任期は 1～2 年のようですが、それとは別に期間に関わらず、希望者には引き続き協力して貰うのはどうだろうか。勿論その際は毎月の資料の配付や同報告書も免除することです。「要するに前項のようなことを発見した場合」任意で進んでボランティア協力する人を認めてもらうということです。

3 毎月、資料を頂いておりますが、殆どが国内各地での諸ニュース的なことが多いように思います。林業も I T ・ A I ・ 国際化の時代だと思えます。以前それに関連した新聞の切り抜きを報告しましたが、現実には他にも沢山ある筈です。紹介して頂ければ有難いです。以上思いつくまま申し上げました。よろしくをお願いします。

1 国有林モニターにかかる予算が限られている中で、バッチの作製は難しいことにご理解をお願いします。

モニターの皆さまによる国有林に関する情報発信もお願いいたします。

2 国有林モニターをお願いする目的は、国有林野事業の運営等について幅広い国民の理解の促進を図るとともに、意見、要望を聴取し、これを国有林野の管理経営に役立てることです。

安易に森林に入って遭難したり、不法投棄をするような犯罪者と遭遇し事件に巻き込まれたりする可能性もあり、安全面を考慮するとボランティアで協力をお願いすることは難しいと考えますが、そのような情報があれば最寄りの森林管理署等にご連絡をお願いします。

3 今後海外の林業に関する話題やスマート林業の情報があれば、ご紹介をさせていただくことを検討させていただきます。

1 奈良県の小学校、中学校の森林環境教育における森林管理局と教育委員会との連携の成果と課題について（国有林において）

2 奈良県の国有林における技術の普及の面での林野庁と森林総合研究所との連携の成果の事例とその課題について

3 奈良県の国有林における森林づくりに必要な林道の整備の達成度とその課題について

1 奈良森林管理事務所は奈良市赤膚町にあります。その周りに 8 ヘクタール程の国有林があります。その国有林をフィールドとしていろいろな森林環境教育を行っています。その際には森林管理事務所の職員も参加して「出前森林教室」を開催したりもしています。

平成 29 年度に行った学校などの教育機関への森林環境教育は、

○森のようちえんひかり（ひかり幼稚園・6月）「遊々の森」協定を締結しています。

○京西中学校区地域教育協議会から協力要請を受けたりしています。

大亀谷国有林清掃活動（～中学生・6月）や国有林のフィールド内でゲームを実施しました。

○京西中学校オープンスクール（11月）

となり、ほかにも木工教室や西の京高校生徒の国有林を活用した地域活動の支援を行っています。

なお、平成30年度もほぼ同じ内容を実施することとしています。

課題としては、各年代(学年)ごとにレベルを考慮した材料を準備しなくてははいけませんが、目安・要領がないため、苦勞する点や、現地で活動する際の安全面について、学校側と認識を一致させることが難しい点であると考えています。（安全意識が高すぎて何も出来ない、低すぎて心配、両方あります）

2 奈良市内の地獄谷国有林に（春日山原始林の少し奥にあたる場所）スギ・ヒノキの収穫試験地を設定し、経過観察を行っています。これは、植えた後の成長量や生育状況をデータ収集するもので、標高や方角などの気象条件や土壌、品種ごとに調べる必要があるため、管内各所に設定されている試験地の一つです。

ただし、成果が得られるまでに非常に長い期間を要するものです。

3 奈良森林管理事務所管内における林道をはじめとする路網の整備計画の達成率を距離で算定すると50%となります。

低くなる要因としては、当事務所が管理する国有林の9割は県南部の吉野郡にあります。紀伊半島のほぼ中央に当たり、急傾斜で地盤が脆く、雨も非常に多いため林道の開設コストが非常に高くなる上、維持修繕に多くを割いていることが挙げられます。

「森のひろば」7月号だったと思いますが、「森林整備事業における低コスト化の推進」の説明で、「木材の販売収入に対して、造林する経費が高い状況にあることから、伐採後に再び造林する経費を賄うことすら難しい状況にあります。」との一文から、深刻な課題のあることを知りました。その課題解消のために、低コスト化の推進がなされているとのことですが、極端な低コスト化はできないだろうと思います。将来の国有林の有効な維持管理のために、「難しい状況」が、もし明らかにできるのならば、教えてほしいです。（どこかで公表されているのかもしれませんが・・・。）

それと低コスト以外にどのようなことに取り組まれているのでしょうか。また、軽微な仕事にボランティアを導入し、経費の一部節減に充てる。そのような方法もとれないかと思っています。

平成26年度森林・林業白書によると、我が国の林業は、木材価格の下落により、販売収入に対して育林経費が高くなっているとあります。例えば、スギ人工林においては、50年生までの造林及び保育に掛かる経費は、約231万円/haです。このうち、約7割に当たる約156万円/haが植栽から10年間に必要となっており、初期段階での育林経費に占める割合が高い状況です。

一方、50年生で主伐を行った場合の木材の販売収入は、平成24年の丸太価格（スギ中丸太価格）に基づいて試算すると、131万円/haとなります。

このため、植栽から保育、伐採までの長期にわたる林業経営を行うには、育林経費の低コスト化、木材販売収入の拡大等が重要な課題となっています。

また、造林に係る低コスト化以外には、効果的な路網整備（林業専用道作設指針に基づく設計等）や列状間伐を推進しているところです。

ボランティア関係については、森林の整備・保全等への国民参加を推進しており、

- ① NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援
- ② 木の文化を支える森づくり
- ③ 分収林制度による森林づくり

など、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携した取組を行っております。

高取山国有林についての案内看板は何カ所ぐらい設置されていますか。

2年前の四月に高取城跡を壺阪山駅からハイキングしたのですが、高取城跡付近が国有林なのはモニターになって知りました。ハイキング中に案内標識を見かけた思いがないのです。もっともハイキング道は、国有林外なのかもわかりません。今回のモニター会議でそのことが確認できるのが楽しみです。

本来であれば観光地ですので、標識を整備・管理すべきところですが、現在2箇所を設置しているだけですので、ルートによっては見かけないかと思えます。

最も一般的な登城ルートである八幡口～壺阪口門を経て大手門に至るルートは、追手門手前まで民間の土地ですので国有林の看板はありませんが、最短ルートである県道終点には小さな看板を1基設置しています。もう1箇所は、本日バスで通過した県道の途中に設置しています。

本日歩いていただいた、林道の終点から高取城跡までは7キロあります。石垣の下を歩いて少し坂を上ったところで、一般客がいた付近が国有林と民有林との境になります。林道終点から高取城跡までは国有林なのですが、高取城跡の下の部分は民有林となります。トイレがあったところから高取城跡まで上るルートは、ほとんどが民有林の中を通っています。奈良森林管理事務所が設置した看板は2箇所、その他の道標はボランティアが設置したものです。

昨今の報道で高取城跡が有名になったことから高取山風景林の協議会からも要望があり、随時案内看板の設置を進めているところです。

広島県の安佐区のシカ対策の状況はどうでしょうか。年に何頭とか予定があるのでしょうか。

昨年度、今年度と広島市「安佐北区」高松山国有林で、ニホンジカの捕獲実施及び計画をしております。

昨年度は20頭捕獲をしており、今年度は、30頭の捕獲計画をしています。捕獲実績は、10月末現在で10頭です。

今月の19日以降、12月中旬頃まで引き続いて実施する予定です。

(参考) 広島県猟友会と有害鳥獣捕獲の契約をしています。(くくり罠、囲い罠を用いて実施)

- 1 外国資本による森林買収について知りたいです。
- 2 小学校の教材はあるが、中学校の教材の報告を聞いたことがない。あれば教えてほしい。  
(以下意見)

国有林モニターに参加して、伝達講習のように参加して、意見を一方的に述べるだけでなく、モニター同士の相互交流や情報交換の場がほしいし、できることならお互いの親睦を深めることの為の教材や研修の場があってもよいと思います。例えば有料でもよいので宿泊や、お互いの連絡先の交換があってもよいでしょう。個人情報も相互の理解があれば可能と思います。又間伐材を使つての工作で土産にもなります。

- 1 外国資本による森林買収の結果につきましては、林野庁のホームページにて公表しております。資産保有や別荘等の用地として取得しているケースが多く見受けられます。

林野庁では森林法を改正し、平成 24 年 4 月から森林の土地の所有者となった場合には市町村長への届け出を義務づけることとしました。

森林所有者が知事や市町村長に許可を得ないで伐採や開発を行った場合の処分等を行うには森林所有者を把握しておくことが重要であり、このような届け出制度により無秩序な伐採などは抑えられるものと考えております。

- 2 高知県が発行した中学生向けのパンフレットがありましたので資料を添付します。

ご意見につきましては、国有林モニター会議を通じて、モニター同士の交流や情報交換を行い、親睦を深める機会としていただければ幸いです。

- 1 先日発生した、北海道胆振東部地震の際に至るところに削り取られた多くの山肌が印象に残っています。被災場所は植林を行うか、自然の回復力を待つのかなど民有林の場合の対応など考えさせられました。

- 2 山地が 70%を超え、人口の多い日本では山地を切り拓いて宅地にしてきました。これまでの出来上がった住宅地はともかくとして、今後は山林の宅地に関して国は法規制をするのかなど考えさせられました。

- 3 温暖化の影響なのか毎年のように日本各地で土砂災害が発生しています。国有林に携わる皆さまも加重業務に直面しているであろうことが垣間見えます。一方で、世の中は働き方改革が叫ばれています。災害の復旧の取り組みなど苦労話などご披露いただければ幸いです。

くれぐれも健康にはご留意下さい。

- 1 これからの対応として、航空レーザ計測等により危険箇所を早急に把握し、大型土のうの設置及び溪流内に残っている不安定な土砂や危険木の除去等を実施します。また人家、道路等に近接した箇所では治山ダムの設置や必要に応じてセンサーの設置等による警戒避難態勢の強化を図ります。

中期的には、現場全体を対象とした整備計画を立案して治山施設の整備を行います。加えて崩壊斜面からの土砂流出を効果的に抑制する航空緑化工（ヘリコプターによる緑化資材の散布）の採用などの復旧対策が検討されています。

- 2 開発許可制度については、都道府県知事はその開発に係る許可を出します。今後は防災対策の充実などがその許可要件として加味されるかもしれません。

- 3 本年は、管内各地で自然災害が発生し、各署等職員が災害対応に追われる日々でした。  
特に広島署管内の被害箇所が多かったことから、被害箇所の調査等を支援するために広島署以外の治山担当職員を派遣するなど、局を挙げて災害対応にあたってきました。  
また7月豪雨の際には、広島県知事から国による早期の復旧整備を求められたことを踏まえ、直轄治山災害関連緊急事業を実施することとし、10月から東広島市において、「広島森林管理署 山地災害復旧対策室」を開所、8名体制で復旧対策の実施に取り組んでおります。

1 林間学校など教育目的での国有林利用状況、事例

2 野生動物の保護、駆除、管理方針、猟友会員減少との関連など

- 1 箕面森林ふれあい推進センターでは、箕面国有林エキスポ'90みのお記念の森において森林を活用した環境教育プログラム「森の探検隊」を実践しています。  
毎年、地元小学校が校外学習として森の中に設けた30ヶ所以上の設問ポイントを回りながら、森林や自然環境のことや歴史・文化などを学ぶ活動を実施しています。  
また、「森林環境教育の推進」を図るため、小中学校教員向けの「森の探検隊」教員等研修にも取り組んでおります。
- 2 昭和30年代から40年代に行われた大規模な造林により、人工林が拡大し、もともと開けた森林や草原を好むシカにとって格好の生息環境となりました。  
また、明治時代から第二次世界大戦前後までは、毛皮や食糧としてシカが乱獲されたことから、絶滅を避けるため、昭和25年からオスのみが狩猟対象となり、全面的な捕獲禁止措置をとる地域もありました。昭和35年には捕獲頭数は1日1頭に制限されるなど、保護措置と生息環境の変化もありシカは増加に転じていきました。  
このように、長らく狩猟による捕獲はオスのみで、メスジカは捕獲が禁止されてきたことから、個体数は激増してしまい、平成11年に鳥獣保護法の改正により鳥獣保護管理計画を作成すればメスジカの狩猟が解禁できるようになりました。  
平成11年以降シカの捕獲頭数は増加していますが、地域の過疎高齢化による狩猟者の減少等により、増加の抑制にはいたっておりません。  
このような中、平成20年2月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」が施行され、農林水産省では市町村が中心となって実施する野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組を支援しています。  
市町村において「被害防止計画」が作成され、その計画を実施するための「実施隊」を編成している市町村もあります（農林水産省ホームページにも関連事項が掲載されています。）。  
また、狩猟許可を受ける法人が講習会を開いて狩猟補助者を認定し、作業員を増やす取組や女性による狩猟者の組織も各地で設立されるなど、地域ごとに捕獲の実行体制を工夫しているところ です。

野生動物が増えているので、なんとかならないものかと日々感じています。

私の場合、梅とレモン栽培がメインとなっています。

お住まいの市町村の農業関係部局にご相談されてはいかがでしょうか。

市町村では、鳥獣被害に係る防止計画を策定し、年度ごとの捕獲目標頭数を設定されているところもあります。

- 1 今年の5月に森林経営管理法が成立（平成31年4月施行）しました。森林が国土の約7割という森林大国の日本において、所有者不明の森林が非常に多いなど、日本の森林の現状からすれば同法の成立は確かに一步前進だと思います。ただ、経営管理を行う市町村の負担など課題も多く、極めて前途多難のようにも思うのですがどのように認識されていますか。
- 2 今年は例年以上の地震、豪雨、台風により日本各地に甚大な被害が発生しています。こうした想定外の大規模災害が発生した場合、費用や体制など厳しい制約がある中、どのように対応されているのでしょうか。  
特に知ってもらいたい（知らせたい）点など（対応上の工夫や苦心された点など）、是非教えてください。  
また、こうした大規模災害の復旧、復興対策の検証状況（経験等を踏まえた予防対策なども）のポイントについても併せて教えてください。

- 1 森林経営管理法については、平成31年4月の施行に向けて準備作業が進められているところです。  
ご指摘のとおり、林務担当職員が少ない市町村においては、事務に支障が出ることも懸念されておりますが、森林組合職員や県職員OBから選定される「地域林政アドバイザー」による支援や森林組合や第3セクター等に意向調査等を委託すること、隣接市町村などで協議会や一部事務組合を設置し、複数の市町村で共同して事務を処理することも可能となっております。  
また、都道府県による代替執行も措置しているところであり、各都道府県と情報交換しながら進められると考えています。
- 2 費用については、ご存じのように政府が補正予算を編成して対策に充てています。  
大規模な災害が発生し、早期の復旧が求められる場合には、新たな組織を編成してその対応に当たる場合があります。特に7月豪雨の際には、広島県知事から国による早期の復旧整備を求められたことを踏まえ、直轄治山災害関連緊急事業を実施することとし、10月から東広島市において、「広島森林管理署 山地災害復旧対策室」を開所し、その対応に当たっています。

#### 瀬波川上流の国有林の管理・整備を要望します。

瀬波川上流に位置する千丈ヶ峰国有林につきましては、区域面積1,428.33haの天然林を中心とした国有林となっており、水源涵養保安林に指定されているほか、白山国立公園（国立公園第3種特別地域）、白山エコパーク（バッファ）、植物群落保護林（千丈平生物群集保護林）、白山山系緑の回廊に一部指定されています。

また、森林を整備及び保全していく上で重視すべき機能類型としては、「自然維持タイプ」として管理経営しているところであり、生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、原則として自然の推移に委ねることとし、野生動植物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行っています。

今後においても巡視の実施により、適切な管理に努めてまいります。

#### 森林と花粉症の因果関係について。今後の対策について。

戦中・戦後の伐採増加により国土が荒廃しました。加えて復興・経済成長期に木材の需要が増加したため、成長が早くて建築用材向きの針葉樹（スギ・ヒノキ）が多く植え付けられました。それらの雄花から飛散した森林由来の花粉によるアレルギーの代表的なものが「花粉症」です。

花粉の飛散を軽減する方法の一つが、伐採期を迎えているスギ・ヒノキを伐って、植え替えは花粉の出にくい木にすることです。

しかし木を植え育て、伐って利用するのが林業なのですが、得られる収益が少なく、また高齢化等で労力が足りないため、伐り時なのに伐られていない森林がたくさんあるのが現状です。

そのため造林の低コスト化に向けた作業の効率化や植付工程の改善、植栽本数の削減や作業環境を改善する効果的な路網整備等が課題となっています。

もう一つの花粉の飛散を軽減する方法が、雄花を枯らす菌類の利用です。雄花だけを枯らす菌の生態を解明（いつどのように増えるのか、他に害がないのか、どこにでもいるのか）し、花粉発生の抑制技術を実用化するための研究が現在も続けられています。

- 1 外国産の木材のCMを見かけることがあります。国産のものに関してそういう取組は考えておられないのでしょうか。広報が弱いと感じているのです。
- 2 民有林所有者の台帳についてです。具体的な進捗状況はどうなっているのでしょうか。これだけ土砂災害等が発生すると、その管理についてもっと真摯に受け止める必要があると感じています。山林所有者の自覚を促すような取組はあるのでしょうか。また持ち主の（相続の途切れた）わからない山地山林についての具体的な対処はなされているのでしょうか。

1 テレビ、ラジオを使っただけの国産材の利用拡大を呼びかけるコマーシャルはありませんが、次のような取組を行っています。

- ① 国産材を利用した公共建築物の建設の促進・・・34道府県、55市町村が都道府県・市町村方針を作成済みで、16省庁においても基本計画を策定しています。
- ② 木質バイオマス活用施設の整備・・・施設整備に係る予算要求を活発に行い、当該施設で発電された電力の固定価格買取制度の導入にあたっては、価格設定、対象施設などを経済産業省と連携しつつ制度設計を行っています。
- ③ 木材輸出・・・重点対象国である中国の国際見本市において日本産木材を出展してPRに努め、「中国木構造設計規範の改定委員会」へ日本から専門家を派遣しています。
- ④ 消費者理解の醸成・・・「木づかい運動」の拡充やイベントで木を使った玩具を展示したり、木製品の紹介等を行っています。

2 林地台帳については、平成31年度からの本格的な制度の運用に向けて、現在、国と地方公共団体が議論しながら準備を進めているところです。

林野庁では、「林地台帳」の整備・運用が円滑に進められるよう、標準的な作業手順や具体的な事務手続き等をまとめた、台帳の整備・運用に係るマニュアルを作成、市町村等が行う林地台帳を管理するシステムの整備や、所有者・境界の明確化の活動に対する支援、市町村の森林・林業行政の技術的支援を行う技術者の育成に対して支援を行ってきました。

また、森林経営管理法の施行により適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。

森林経営管理法にはいろいろな特例（所有者不明の森林の特例や所有者不同意の場合の特例等）が設けられており、府県と市町村が協力しながら作業を進めています。林野庁もいろいろな状況を研究し、情報交換しながら作業をサポートしています。